

令和 5 年 9 月 23 日

報道機関各位

八戸市保健所

市内で製造された弁当による食中毒の発生にかかる処分について

1 概要

- (1) 9 月 17 日午前 8 時 30 分頃、福島県内の保健所から、「八戸市の弁当製造施設が製造する弁当を喫食した 3 名で体調不良者（以下、発症者）がいる」旨の連絡があった。
- (2) 調査の結果、発症者便及び当該施設が製造した弁当（未開封）から黄色ブドウ球菌（エンテロトキシン A 型）及びセレウス菌（エンテロトキシン産生）が検出されたこと、発症者の潜伏期間及び臨床症状が黄色ブドウ球菌（エンテロトキシン A 型）又はセレウス菌（エンテロトキシン産生）によるものと一致していること、発症者に共通する食事が当該施設の弁当に限られること、医師から食中毒の届出があったことから、当該施設の弁当を原因とする食中毒と断定した。

2 発生年月日 9 月 16 日

3 喫食者数 調査中

4 患者数 270 名（別紙）

5 主な症状 嘔吐、下痢、吐気、腹痛 等

6 原因施設

- (1) 施設名 株式会社吉田屋
- (2) 所在地 八戸市一番町一丁目 2-1
- (3) 業種 そうざい製造業
- (4) 営業者 株式会社吉田屋 代表取締役 吉田 広城

7 原因食品 9 月 16 日及び 17 日に販売された弁当
(9 月 15 日及び 16 日に製造・納品された弁当)

8 原因物質 黄色ブドウ球菌（エンテロトキシン A 型）
セレウス菌（エンテロトキシン産生）

9 行政対応 本日、当該施設の営業者に対し、食品衛生上の危害を除去するまでの期間を予測することができないことから、9 月 23 日（土）から営業の全部について禁止を命じた。また、危害発生の原因究明並びに原因の除去その他、再発防止に必要な措置の実施について指示を行った。

なお、当該施設は、9 月 17 日（日）より営業を自粛している。

市内で製造された弁当による食中毒にかかる行政処分の解除について

9月23日に八戸市保健所において食中毒と断定し、営業禁止処分とした株式会社吉田屋（以下「当該業者」という。）について、本日、当該行政処分を解除したのでお知らせします。

1 経過

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 当該業者から衛生改善報告書の提出 | 10月30日 |
| (2) 市保健所の立入検査による改善確認 | 11月1日 |
| (3) 営業禁止処分の解除 | 11月4日 |

2 主な改善内容

	推定される原因	改善内容
製造施設内	委託製造した米飯について、検収手順及び受入れ基準を定めていなかったことから、注文時の指示書より高い温度の米飯を受け入れ、米飯冷却までに原因菌が増殖した可能性がある。	・委託製造した米飯の受入れ手順、検収項目を新たに定め、受入れ時に基準を満たしていない場合の対応を定めた。
	委託製造した米飯が配送された外箱（発砲スチロール製）について、殺菌等の措置をせずに、盛り付け室に搬入したことから、米飯、具材等に原因菌が付着した可能性がある。	・委託製造した米飯の納入、受入れ、移し替え等に関する手順を作成した。 ・米飯を含む全ての食材について、盛り付け室に搬入する際は外箱を殺菌し、衛生的な自社専用容器に移し替えて使用することとした。
	自社炊飯分の米飯冷却に加え、予定にない、委託製造した米飯の移し替えや冷却が同時に行われたが、その製造記録が残されておらず、手指の消毒、手袋交換等のタイミングや方法が適切に行われず、原因菌が付着した可能性がある。	・基準を満たしていない場合の対応手順を定めた。 ・イレギュラー発生時においても手袋交換等の衛生管理を確実に実施できるよう、作業時間中の確認・指導を行う輪番制の担当を新たに設置した。 ・過剰な受注を防止するための手順を定め、可能な限りイレギュラーが発生しない体制とした。
	臨時従業員に対して衛生教育や体調・手指の傷等健康状態の確認を行ったが、これらの記録が残されておらず、通常当該施設で実施されている衛生的な取扱いや健康管理が徹底されず、原因菌が付着した可能性がある。	・臨時従業員を含む全従業員に対する検査を実施し、結果を踏まえた人員配置をすることとした。 ・臨時従業員に対する衛生指導の内容を充実し、指導内容の記録を残すこととした。 ・臨時従業員も他の従業員と同様、日々の健康管理を記録に残すこととした。
その他	回収について、当該業者からの連絡が一部の販売店まで届かず、16日製造分の一部が販売され、食中毒患者が確認された。回収に関する連絡が確実に販売店まで届くよう、予め定めていなかった。	・回収手順を見直し、製造前に各商社及び各販売店までの連絡網を作成し、休日についても確実に連絡が取れるようにした。

(別紙2)

都道府県別患者数一覧

(11月3日 現在)

患者所在地	患者数 (人)
北海道	11
青森県	7
岩手県	4
宮城県	37 (+2)
山形県	4
福島県	54 (+1)
茨城県	10
群馬県	1
埼玉県	62 (+6)
千葉県	17 (+2)
東京都	53 (+4)
神奈川県	18 (+3)
長野県	1
静岡県	123 (+1)
愛知県	2
三重県	1
大阪府	1
兵庫県	5
島根県	14 (+1)
岡山県	3 (+1)
広島県	53 (+6)
山口県	12 (+2)
徳島県	2
香川県	1
福岡県	32 (+1)
佐賀県	9
長崎県	1
熊本県	13 (+3)
大分県	3
合 計	554 (+33)

[トップページ](#) > [市政情報](#) > [広報・報道](#) > [記者への情報提供](#) >[記者への提供資料](#) > [令和5年度](#) > [令和5年11月](#) >

(令和5年11月7日発表) 小学校の宿泊行事(自然の教室)で体調不良者が多数発生した事案について(第2報)【最終報】

[← 一つ前に見ていたページに戻る](#)

更新日付: 2023年11月7日 / ページ番号: C100143

(令和5年11月7日発表) 小学校の宿泊行事(自然の教室)で体調不良者が多数発生した事案について(第2報)【最終報】

[このページを印刷する](#)

令和5年10月16日から10月20日に福島県南会津郡で実施した宿泊行事(自然の教室)の後、緑区A小学校及び北区B小学校において発熱や嘔吐等の体調不良者が多数発生しました。

体調不良の原因について、宿泊施設を管轄する福島県の保健所とさいたま市保健所が調査を行った結果及び今後の対応をお知らせします。

1 調査結果

さいたま市保健所による両小学校から提出された体調不良者の検便検査において、両校とも30名以上からノロウイルスが検出された。また、福島県による施設調査の結果、体調不良者等への聞き取り調査結果及び当該検便結果から、本事案は、提供された食事を原因とする食中毒であるとは判断できず、吐物等を媒介としたノロウイルスによる感染症の可能性が否定できない。

2 今後の対応

この調査結果及びさいたま市保健所からの助言を踏まえ、これから自然の教室を予定している小・中学校においては、健康観察や手洗い等の手指衛生の指導を行う等、一層の感染症対策に取り組みます。宿泊施設側とも必要な情報共有を行ってまいります。

3 問い合わせ先

健康教育課

課長: 小山

担当: 西形

電話: 048-829-1678

内線: 4093

この記事についてのお問い合わせ

教育委員会事務局/学校教育部/健康教育課 保健係
電話番号: 048-829-1678 ファックス: 048-829-1990

[お問い合わせフォーム](#)

イベント情報

[🗓 イベント](#)